

国家公務員法の一部を改正する法律案（未定稿）

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第百十一条の次に次の一条を加える。

第百十一条の二 第百六条の二第一項の規定に違反して営利企業等に対し、役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼した職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

（独立行政法人通則法の一部改正）

2 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の二第一項中「第百十二条第一号」を「第百十一条の二及び第百十二条第一号」に改める。

理由

国家公務員の離職後の就職をめぐる状況にかんがみ、国家公務員法第百六条の二第一項の規定に違反する職員の行為に対し、罰則を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。